

奨学生募集要項（2021年度）

No. 728

C 直接応募

希望者は提出期限までに書類を財団に直接提出すること。

奨学団体名 (奨学金名称)	宝塚市大学生等修学支援給付金		
2021 募集人数	—		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
財団締切時期	2021年11月22日（月）⇒2022年1月14日（金）※募集期限延長		
給付	年額 (a) に該当…100,000円 (b) に該当…200,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	本人又は生計維持者が宝塚市在住であること
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本学生支援機構の給付型奨学金との併給不可 ・ 以下の2つを満たす者 <ol style="list-style-type: none"> 1) 生計維持者の2019年の所得合計額(A)が610万円以下 2) 生計維持者の2020年の所得合計額(B)または2021年の所得合計見込み額(C)が、(A)の2分の1以下(a) または 3分の2以下(b)に減少している ・ 申請書類は宝塚市HPからダウンロードすること 		

コロナ禍で学びの継続が困難な学生を支援～大学生等修学支援給付金～

ID番号 1043474

更新日 2021年11月5日

【11月5日更新】

申請書の様式を少し変更しています。以前の様式でも申請を受け付けますが、可能な限り新しい様式での申請をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、学びの継続が困難となっている大学生等を対象に、奨学金を給付します。

対象者

以下の全てに該当する大学生等（※1）

- (1)本市在住または生計維持者（保護者等）が本市在住である
- (2)生計維持者の令和元（2019）年の所得合計額（A）が6,100,000円以下である
- (3)生計維持者の令和2（2020）年の所得合計額（B）または令和3（2021）年の所得合計見込み額（C）が、（A）の2分の1以下（a）または3分の2以下（b）に減少している
- (4)高等教育の修学支援新制度を受けていない。

※1「大学生等」とは、令和3年度に学校教育法第1条に規定する大学（大学院及び通信課程を除く。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年）、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科若しくは同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）又はこれらと同水準の教育機関であると宝塚市教育委員会が認める学校等に在学している方を指します。

給付額

対 象	給 付 額
上記(a)に該当する人	200,000円
上記(b)に該当する人	100,000円

申請方法

以下の書類を教育委員会学事課へ提出してください。

1. 申請書
2. 学生証の写し又は在学証明書（申請時に在学していることがわかるもの）
3. 上記（A）がわかるもの（令和2年度の課税証明書※2など）
4. 上記（B）がわかるもの（令和3年度の課税証明書※3など）または上記（C）がわかるもの（令和3年給与支払見込み額証明書※4など）

※2 令和元年（2019年）1月1日現在、宝塚市に住民票のあった者は不要

※3 令和2年（2020年）1月1日現在、宝塚市に住民票のあった者は不要

※4 下記からダウンロード・印刷の上、勤務先に記入・証明してもらうようにしてください。

[01 申請書（PDF 74.8KB）](#)

【11月5日更新】申請書の様式を少し変更しています

[02 令和3年給与支払見込み額証明書（PDF 31.4KB）](#)

勤務先が記入・証明してください

申請期限

11月22日（月曜日）必着

給付時期

書類審査の上、令和4年（2022年）2月頃に指定の口座へ振り込みます。

本給付金に関するQ&A

Q1. 「生計維持者」とは誰のことを指しますか？

本給付金における「生計維持者」とは、学生・生徒の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

（原則、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金における「生計維持者」に準じます）

[生計維持者について（日本学生支援機構ホームページ）](#) [（外部リンク）](#)

Q2. 「高等教育の修学支援新制度」とは何ですか？

令和2年度から始まった文部科学省による大学等の授業料減免・給付型奨学金制度のことです。詳しくは下記をご覧ください。

なお、本給付金は、「高等教育の修学支援新制度」を受けていないことが要件の1つとなっています。申請前に当該支援を受けているか必ずご確認くださいますようお願いいたします。

[高等教育の就学支援新制度（文部科学省ホームページ）](#)（外部リンク） □

Q3.勤務先が令和3年の給与支払見込み額証明書の記入をしてくれませんか。どうすればいいですか。

諸事情により給与支払見込み額証明書の記入・提出が困難な場合、最新の時点における源泉徴収票をご提出ください。

Q4.令和3年の途中で失職してしまった場合、給与支払見込み額証明書はどのように記入したらよいですか。

令和3年中に失職してしまった場合、給与支払見込み額証明書を以前の勤務先に記入・証明してもらうようにしてください。

また、申請書には失職していることを証明する書類（離職票の写しや雇用保険受給資格者証の写しなど）を添えてください。

このページに関するお問い合わせ

教育委員会 管理部 管理室 学事課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 本庁2階

電話：0797-77-2366

ファクス：0797-71-1891

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

コロナ禍で学びの継続が 困難な学生の皆さんへ

宝塚市大学生等 修学支援給付金

返済
不要

コロナ禍の影響を受けて家計が急変し、学びの継続が困難となっている
大学生等を対象とした返済不要の奨学給付金です。

給付額

10万円 または 20万円

申請方法・期限

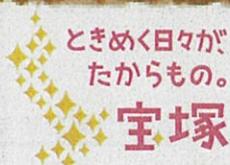
11月22日(月)までに
申請書等を下記へ提出

収入その他条件を
満たす必要があります

詳しくはこちら



申請書提出先
問い合わせ先



宝塚市教育委員会事務局 学事課
〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1 (宝塚市役所 2階)
TEL: 0797-77-2366 FAX: 0797-71-1891